

東アジア経済統合と北東アジア - 日本の視点

中島 朋義

2011年11月

環日本海経済研究所
(ERINA)

東アジア経済統合と北東アジア—日本の視点¹

環日本海経済研究所 (ERINA)

中島 朋義

はじめに

1990年代以降、欧州のEUによる経済統合の実現、北米におけるNAFTAの成立など、世界経済は地域経済統合の大きな動きの中にある。こうした中、世界経済のもう一つの極である東アジアにおいても、事実上(デファクト)の経済統合といわれる経済関係の緊密化を背景に、制度的な経済統合が模索される状況にある。しかし、その中であって、経済規模あるいは経済発展の水準において、東アジア全体をリードしている日本、中国、韓国の北東アジア3カ国間の制度的統合は、相対的に遅れた状況にとどまっている。

東アジアの経済統合の制度的側面を見ると、東南アジアにおいてはASEAN自由貿易地域(AFTA)という貿易自由化の制度的枠組みが既に成立しており、さらにASEAN+3(日本、中国、韓国)、ASEAN+6(日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド)といった、東アジア全域をカバーする経済統合の構想も、ASEANを軸とする形で議論が進められている。一方で北東アジアには、米国に次ぐ経済規模を擁する中国、日本があり、また1人当たりの所得においても日本と韓国は先進国に類別される水準にあり、また各国の国際貿易に依存する程度も高いという状況にある。これらは一般的には域内の経済統合を推し進める条件と考えられるが、実態として北東アジアにおける制度的統合は、東南アジアに大きく後れを取っている。

さらに近年、こうした東アジアの制度的経済統合に対する米国の対応として、新たな経済統合の枠組みが提案されている。中長期的なビジョンとしてはAPEC全体を領域とするFTAであるアジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)が提唱され、さらには限定された先発国によるその先行版と位置づけられる環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉が、着々と進められる状況が出現している。

こうした状況下で日本、中国、韓国による北東アジアの経済統合の進展を図るためには、何が条件として必要なのか。日本の通商政策全体の中で、北東アジアとの連携はどのように位置づけられるのか。本報告ではこのような問題意識から、その分析の第一歩として、中国、韓国、日本について、それぞれのこれまでのFTA政策を整理し、今後の方向性を展望したい。

1. 中国のFTA政策

中国のFTA締結は2001年のWTO加盟以降本格化した。本章では中国のこれまでのFTA

¹ 本稿は日本国際経済学会第70回全国大会(2011年10月22日開催)における報告論文を、一部修正したものである。

の中から、主要なものを取り上げてその成立の経緯を分析し、そこから中国の FTA 政策の特徴を導き出し、さらに今後の中国の FTA 政策の方向性を展望する。

(1)FTA の事例分析

中国の FTA 締結状況は（表 1）に示したようになっている。現在 ASEAN を含め、10 件の協定が発効中であるが、締結先が貿易全体に占める割合は必ずしも高くない。

本稿では事例として、それぞれ特徴を持つ ASEAN、チリ、パキスタン、ニュージーランドとの四つの協定を分析する。

(表 1) 中国の FTA 締結状況 (2011 年 8 月現在)

現状	相手国・地域	交渉経緯	現状
発効・調印	ASEAN ^(注1)	2002.11 枠組協定調印、 2004.11 物品協定調印、 2007.1 サービス協定調印	2004.1 アーリー・ハーベ スト措置開始 2005.7 発効 (物品) 2007.7 発効 (サービス)
	香港	2003.6 調印	2004.1 発効
	マカオ	2003.10 調印	2004.1 発効
	チリ	2005.1 開始、2005.11 調印 2008.4 サービス貿易補充協 定調印	2006.11 発効
	パキスタン	2005.4 開始、2006.11 調印	2007.7 発効
	ニュージーランド	2004.12 開始、2008.4 調印	2008.10 発効
	シンガポール	2006.10 開始、2008.10 調印	2009.1 発効
	ペルー	2008.11 開始、2009.4 調印	2010.3 発効
	台湾	2010.6 締結	2010.9 発効
	コスタリカ	2009.1 開始、2010.4 締結	2011.8 発効
交渉中(交 渉開始合 意を含む)	GCC ^(注2)	2005.4 開始	
	オーストラリア	2005.5 開始	
	アイスランド	2007.4 開始	
	ノルウェー	2008.9 開始	
	スイス	2011.1 開始	
	SACU ^(注3)	2004.6 交渉開始合意	
	インド	2006.11 交渉開始合意	
共同研究 中(政府 間)など	韓国		2010.5 共同研究終了 2010.9 政府間事前協議 開始
	日中韓 FTA		共同研究中
構想段階	EAFTA (ASEAN+3) ^(注4)		2009 年の ASEAN+3 首 脳会談において、政府間 で議論することに合意。
	CEPEA (ASEAN+6) ^(注5)		2009 年の東アジアサミ ットにおいて、政府間で 議論することに合意。

(注1) ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、
ベトナムの 10 カ国

(注2) サウジアラビア、UAE、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン 6 カ国による関税同盟

(注3) 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト 5 カ国による関税同盟

(注4) ASEAN、日本、中国、韓国

(注5) ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

(出所) JETRO (2011) 他、各種資料より筆者作成

① ASEAN

中国にとって初めての本格的 FTA となった ASEAN との FTA は、WTO への正式加盟前から交渉が進められていた。2000 年 11 月にシンガポールで開かれた ASEAN+3 首脳会議において、中国が ASEAN との FTA の共同研究を提案した。その後の交渉で、中国は ASEAN に対し、以下のような魅力的な条件を示した。

- i. 農産品の関税撤廃を FTA の発効に先立って実施するアーリー・ハーベスト (Early Harvest) の実施
- ii. ASEAN の後発メンバー (ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア) に貿易自由化の実施に 5 年の猶予を与える
- iii. WTO 未加盟の ASEAN メンバーに対して、中国が最恵国待遇を与える

このうち特にアーリー・ハーベストは熱帯性農産物の中国市場への輸出を目指す ASEAN 諸国にとって、大きなプラスと考えられた。このような好条件を受けて当初は FTA 交渉に消極的であった ASEAN 側も態度を変え、2001 年 11 月にブルネイで開催された ASEAN+3 首脳会議で交渉の開始に合意した。その後、2002 年 11 月にカンボジアのプノンペンで開催された ASEAN+3 首脳会議において、アーリー・ハーベストの内容を定めた「包括的経済協力枠組協定」が調印され、農産品 8 分野の関税引き下げが 2004 年 1 月から開始された。その後、FTA の本体である物品貿易協定が 2004 年 11 月に調印され 2005 年 7 月に発効、サービス貿易協定が 2007 年 1 月に調印され同 7 月に発効、投資協定が 2009 年 8 月に調印され 2010 年 1 月に発効している。

中国が上記のような好条件を提示してまで、ASEAN との FTA 締結を進めた理由として、経済的要因よりも政治的要因の重要性を指摘する先行研究が多い。以下、主要なものを列挙する。

- i. 東アジア経済統合における主導権の確保 (日本との競合関係において) (トラン・松本 (2007)、Yang (2009))
- ii. 米国の東アジアにおける潜在的一極支配への対抗 (Hoadley and Yang (2010)、Yang (2009))
- iii. ASEAN 側の経済、政治両面における中国脅威論の緩和 (朱 (2003)、トラン・松本 (2007))
- iv. 雲南省など中国西南部地域の開発 (朱 (2003)、トラン・松本 (2007))
- v. 東アジアの地域経済大国としての責務を担う (朱 (2003))

一方で経済的要因に関しては、Yang (2009) は中国と ASEAN の貿易構造が補完的ではなく、むしろ競合的であるため、FTA の中国経済へのプラスの効果は大きくないとの見解

を紹介している。これに対してトラン・松本（2007）は、特に ASEAN 原加盟国のうち、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピンに関しては、製造業品において水平的分業体制が成立しつつあり、FTA の経済効果は期待できるとの見解を示している。

② チリ

チリはアジア以外の国としては最初の FTA パートナーとなった。2005 年 1 月に交渉を開始し、同 11 月に調印、2006 年 11 月に発効している。

チリは FTA に積極的であり、すでに 30 カ国以上と FTA を締結している。南米における FTA のハブ的存在といえる。中国はかつて NAFTA の成立によって、米国市場においてメキシコ製品との競合で不利益を受けた。この経験から、交渉開始時点で構想されていた、両米大陸を網羅する FTAA（米州自由貿易地域）に警戒感を持ち、これに対抗するため南米における橋頭堡としてチリとの FTA 交渉を進めたとされる（Hoadley and Yang（2010）、Yang（2009））。またチリは、ラテン・アメリカで最初に中国の WTO 加盟を認めた国であり、またラテン・アメリカで最初に中国を「市場経済」と認定した国である。こうした外交的経緯も FTA 交渉を促進する要因となったと見られる（Hoadley and Yang（2010）、Yang（2009））。

③ パキスタン

パキスタンは南アジアで初めての FTA パートナーとなった。交渉は 2005 年 4 月に開始され、2006 年 11 月に調印、2007 年 7 月に発効している。パキスタンは中国にとって、安全保障面で長く同盟国的立場にある（Yang（2009））。両国は共に、インドという南アジアの大国と対立関係にある。またパキスタンは人権問題、台湾問題などでは常に中国の立場を擁護してきた。さらに中国の経済が発展し、海外へのエネルギー依存度が高まる中、中東の産油国に近接したパキスタンの戦略的立地は重要性を増している。

一方で両国間の貿易額は小さく、経済的關係は密接とはいえない。パキスタンとの FTA を安全保障面の政治的要因が大きく働いた典型例と位置づけることができる。

なお、パキスタンと対立関係にあるインドとの FTA は政府間の共同研究を終え、2006 年 11 月に交渉開始合意を表明したが、その後、交渉は棚上げ状態が続いている。

④ ニュージーランド

ニュージーランドとの FTA は、OECD 加盟国との最初のものであり、また現時点では唯一のものである。交渉は 2004 年 12 月に開始され、2008 年 4 月に調印、2008 年 10 月に発効している。同 FTA は中国にとって初めての包括的協定であり、当初から物品貿易に加え、サービス貿易、投資の分野を含んでいた。さらに知的所有権、人の移動などの分野についても協定に盛り込まれており、先進的な内容となっている。

中国が先進国との初めての FTA をニュージーランドと結んだ理由としては、経済規模が

小さく中国経済への負の影響が少ないこと、貿易構造が補完的であること、などいくつかの経済的要因が指摘できるが、同時に政治的には、中国の WTO 加盟を認めた最初の先進国であり、また中国を「市場経済」と認定した最初の先進国であるという外交的経緯が影響している (Hoadley and Yang (2010)、Yang (2009))。このことは、ほぼ同時期に交渉を開始したオーストラリアとの FTA が、経済的重要性で上回っていると見られるにも関わらず、未だに妥結に至っていない事実からも傍証しうる。

以上の 4 例を FTA 締結の要因から分類すると、チリとニュージーランドは主に経済的要因から、パキスタンは主に政治的要因から、ASEAN は政治、経済の両面からという形で整理できると思われる。このように中国の締結する FTA はそれぞれに政治、経済双方の要因を見ていく必要がある。また経済的要因が主因であったと考えられるチリ、ニュージーランドの事例においても、両国が交渉相手として優先的な扱いを受けた背景には、それまでの経済外交の経緯があったといえる。したがって、経済的要因が大きいケースにおいても、個々の外交関係に着目することは重要と言える。

(2)今後の FTA 政策の展望

中国の今後の FTA 締結の方向について、(表 1) に示されるように、現時点で交渉中の案件で、目立つ相手国としてはオーストラリアがあげられる程度である。また、米国、EU といった大規模先進経済との FTA については、構想すら出されていない段階である。

こうした中、北東アジアの韓国及び日本については、いくつかの動きが見られる。まず韓国との二国間 FTA について共同研究が終了し、2010 年 9 月から政府間事前協議が開始されている。また日中韓の三国間 FTA は政府レベルでの共同研究が進められている。さらには、日中韓を構成員として含む EAFTA、CEPEA の二つの東アジアの広域 FTA 構想が存在している。本来、中国と日韓との貿易構造は補完的であり、FTA の経済効果は期待できる。中国の FTA 政策が、北東アジアに方向性を向ける条件は整いつつあるように見られる。

2.韓国の FTA 政策

(1)盧武鉉政権の FTA 政策

(表 2) は韓国の FTA の締結状況をまとめたものである。韓国にとって初めての FTA は、金大中政権下の 1999 年に交渉を開始し、2003 年に調印された韓チリ FTA である。

続いて 2003 年に発足した盧武鉉政権は、元来は左派的な政治勢力をその基盤としていたにも関わらず、貿易政策に関しては FTA をその中心に据え、自由化を推進した。具体的な政策運営としては、(表 3) にある交渉の優先順位などの FTA 戦略を示した「FTA ロードマップ」を作成し、FTA 交渉を加速した。この中では東アジアの近隣諸国は、短期的に優先すべき交渉相手と位置付けられ、これに基づき日本、シンガポール、ASEAN との交渉が

開始された。

また農業団体等の反対により、韓チリ FTA の批准が遅れたことを教訓に、2004 年 6 月に、「自由貿易協定締結手続き規定」が大統領訓令として定められた。これに基づき、FTA 政策の基本方針を審議する FTA 推進委員会、その下に関係省庁の次官級で構成する FTA 実務指針会議、民間専門家による FTA 民間諮問会議などが設置された。また 2004 年 10 月には FTA 交渉の実務を担う外交通商部通商交渉本部に、自由貿易協定局 (FTA 局) が設置された。これらの体制整備により、韓国政府の FTA 交渉機能は大幅に強化された。

東アジア諸国との FTA 交渉のうち、シンガポール、ASEAN との交渉は順調に進展し、FTA の締結にいたったが、日本との交渉は 2004 年 11 月に中断された。韓国政府は公式的にはこの中断の理由を、日本側の農産品の関税撤廃に関する消極的な態度と説明している。しかしこれに対して、農産品問題は本質的な障害ではなく、韓国側が明らかに予想される製造業品の関税撤廃による不利益を、埋め合わせる利益を見出すことができなかつたことが理由であるとの見方も示されている²。

日韓 FTA 交渉の中断により、「FTA ロードマップ」に基づく政策の展開は一旦頓挫することとなった。盧武鉉政権はこれに代わり、「FTA ロードマップ」においては“長期的な交渉相手”と位置づけられていた、大規模な先進経済である米国との FTA 交渉を、2006 年 2 月に開始した。農産品、自動車、サービス貿易など、利害対立する多くの分野を含んだ交渉は、当初合意を困難視されていたが、それを裏切る形で 2007 年 6 月に調印に至った。

韓米 FTA は相手国の経済規模、貿易額といった基準から見て、韓国にとってこれまでにない大きな FTA といえる。またその合意内容も水準が高く、物財の貿易については、コメなど除き農産品を含めてほぼ 100%自由化された³。サービス分野においても自由化の度合いは高く、さらに知的財産権、政府調達などの分野でも合意の水準が高く、東アジア諸国の FTA としてはこれまでに類を見ないものとなっている。

盧武鉉政権はこれについて、同じく大規模な先進経済と位置付けられる EU との交渉を 2007 年 5 月に開始した。ここに及んで「FTA ロードマップ」は完全に棚上げにされた形となり、経済規模、貿易額を重視して相手国を選択する FTA 戦略が採用されたといえる。

² 例えば山本 (2008) は交渉の経緯を総括し、破綻の主な原因を「韓国側が日韓 FTA はウィン=ウィンであると自信が持てなかつたこと」としている。また日韓交渉における韓国側の考え方については、鄭・趙 (2007) に詳しい。

³ 久野・木村 (2008) によれば、タリフラインベース (品目数ベース) で換算した場合、米国側の関税撤廃は 100%、韓国側は 99.7%となる。これは日本を含む他の東アジアの FTA の自由化の水準を、大きく上回っている。

(表 2) 韓国の FTA 締結状況 (2011 年 8 月現在)

現状	相手国・地域	交渉経緯	現状
発効・調印	チリ	1999.12 開始、2003.2 調印	2004.4 発効
	シンガポール	2004.1 開始、2005.8 調印	2006.3 発効
	EFTA ^(注 1)	2004.12 開始、2005.7 調印	2006.7 発効
	ASEAN ^(注 2)	2005.2 開始、2006.8 調印(物品)、2007.11 (サービス)	2007.6 発効 (物品) 2009.5 発効 (サービス)
	インド	2006.2 開始、2009.8 調印	2010.1 発効
	EU ^(注 4)	2007.5 開始、2010.10 調印	2011.7 発効
	ペルー	2009.3 開始、2011.3 調印	2011.8 発効
	米国	2006.2 開始、2007.6 調印	
交渉中	日本	2003.12 開始	2004.11 以降、交渉中断
	カナダ	2005.7 開始	
	メキシコ	2007.8 開始	
	GCC ^(注 3)	2008.7 開始	
	オーストラリア	2009.5 開始	
	ニュージーランド	2009.6 開始	
	コロンビア	2009.12 開始	
	トルコ	2010.4 開始	
共同研究 (政府を含む) 他	MERCOSUR ^(注 5)		2007.10 研究結果発表 2009.7 共同協議体設立
	中国		2010.5 共同研究終了 2010.9 政府間事前協議開始
	ベトナム		共同研究中
	ロシア		共同研究中
	中米 ^(注 6)		共同研究中
	イスラエル		共同研究中
	日中韓 FTA SACU ^(注 7)		共同研究開始に合意
構想段階	EAFTA (ASEAN+3) ^(注 7)		2009 年の ASEAN+3 首脳会談において、政府間で議論することに合意。
	CEPEA (ASEAN+6) ^(注 8)		2009 年の東アジアサミットにおいて、政府間で議論することに合意。

(注 1) スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン 4 国による FTA

(注 2) ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 国

(注 3) サウジアラビア、UAE、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン 6 国による関税同盟

(注 4) ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア 27 国による関税同盟

(注 5) ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ 4 国による関税同盟

(注 6) コスタリカ、パナマ、グアテマラ、ホンジュラス、ドミニカ共和国の 5 国

(注 7) 南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、スワジランド、レソト 5 国による関税同盟

(注 8) ASEAN、日本、中国、韓国

(注 9) ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

(出所) JETRO (2011) 他、各種資料より筆者作成

(表3) 「FTA ロードマップ」における相手国の位置づけ

期間	相手国・地域
短期	日本、シンガポール、メキシコ、カナダ、インド、ASEAN
中長期	アメリカ、中国、EU、MERCOSUR、ロシア、日中韓 FTA、EAFTA 他
言及のみ	オーストラリア、南アフリカ他

(2) 李明博政権の FTA 政策と展望

2008年2月に発足した李明博政権は、保守層を政治的基盤としており、政権与党となったハンナラ党は野党であった盧武鉉政権時代から、基本的には FTA 推進の立場にあった。したがって政権交代後も、李政権は盧前政権の FTA 政策を継承する形をとり、残された韓米 FTA の批准と韓 EU FTA の締結という二つの大きな課題を継承することとなった。

韓米 FTA の批准については、2009年に発足したオバマ米政権がこれに慎重な態度をとっており、韓国側の熱意にも関わらず進捗が見られない状況にある。一方、韓 EU FTA については自動車など、利害の対立の厳しい分野を有していたにも関わらず 2010年10月に調印にこぎつけ、2011年7月に発効した。その内容はほぼ韓米 FTA に匹敵し、自由化の水準の高いものとなっている。

この他の FTA では、インドが 2010年1月、ペルーが 2011年8月にそれぞれ発効している。

(表4)は韓国の FTA 締結国との貿易比率を示したものである。2009年7月時点で FTA が発効している国との貿易比率では韓国は 12.1%に止まっており、日本を下回っていた。しかし米国、インド、EU を加えると貿易比率は 35.3%に上昇し、米国、中国などを凌ぐ水準に達する。さらにこの3カ国・地域を加えた段階では、韓国の FTA 締結国の GDP は世界全体の 60%に達する。これらの指標から見ても、最近の FTA 政策の進展が、大きなものであることが読み取れる。

(表4) 韓国と主要国の FTA 締結国との貿易比率

	韓国 (2008年貿易額基準)				主要国 (2007年貿易額基準)						
	発効国 ('09年7月現在)	米国	インド	EU	米国	中国	日本	シンガポール	チリ	ニュージーランド	
FTA 貿易比率 (%)	比率	12.1	9.9	1.8	11.5	34.0	19.7	14.7	67.7	83.2	37.0
	累計	12.1	22.0	23.8	35.3						

(出所) 企画財政部 (2009)

こうした中、2009年3月、李明博大統領は訪問先のジャカルタで、「新東アジア外交構想」を提示した。この中で最重要項目の一つとして、「韓国がアジアの FTA ネットワークのハブの役割を担うように、域内全ての国との FTA 早期締結を目指す」という内容が掲げ

られた。同構想で具体的な手順が示されたわけではないが、米国、EU の両大規模経済との FTA 完成の後、韓国が FTA 戦略において再びアジアを重視しつつあることを示した。

実際の動きとしては、日韓 FTA については李政権発足後、2004 年以來中断している交渉を再開する動きは見られたが、現状では事務レベルの準備交渉の段階にとどまっている。一方で、中国との二国間 FTA、日中韓 FTA、については前述したように、それぞれ進捗が見られる。EAFTA、CEPEA も含め、中国と同様に韓国の FTA 戦略が東アジアに回帰してくる条件が整いつつあると見られる。

3.日本の FTA 政策

(1)FTA 政策の経緯

日本の FTA 政策を振り返ると、FTA の締結交渉を開始した初期段階において、FTA 相手国の選択には一貫した戦略性は乏しかった。(表 5)は日本の FTA を整理したものである。最初の相手国であったシンガポールは、専らその交渉の容易さから選ばれたと考えられる。また二番目のメキシコの場合は、NAFTA のメンバーである同国が、さらに EU と FTA を締結したため、日本企業は同国市場で不利な立場に立たされたことが理由となった。このため経済界から FTA 締結の具体的要請がなされ、交渉が開始されている。これらはいずれも、個別の理由付けから開始された交渉といえよう。

それらに続く相手国となった韓国及び ASEAN 諸国については、東アジアという地理的な要因が共通の理由として挙げられる。2002 年の小泉首相の東南アジア諸国歴訪に際し、「日・ASEAN 包括的経済連携構想」が提示された。これは日本の ASEAN に対する FTA 戦略の嚆矢とも位置づけられる。

その後、2004 年に決定された「今後の EPA 戦略推進に関する我が国の基本方針」では、相手国として東アジアを中心とすることが明記され、FTA に対する戦略的な取り組みがより具体性を持ってきている。

さらに、2006 年に経済産業省によって策定され、経済財政諮問会議で決定された「グローバル経済戦略」においては、ASEAN+6 (日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド) という枠組みで FTA を推進することが明記され、それに関する具体的なタイムスケジュールも示された。さらにこれをもとに作られた「経済成長戦略大綱」においては、2010 年までに全貿易額に占める FTA 締結国との貿易額の割合を 25%以上にするとの数値目標が掲げられた。ここにおいて日本の FTA 政策は、明示的な戦略をもったといえる。2010 年に発効した日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP) は、その最初の成果と位置づけられよう。

しかしその後の FTA 政策の進展は、遅々としたものに止まっている。2011 年 8 月時点で 12 の協定が発効しているが、そのうちの 6 協定は ASEAN 加盟国と、AJCEP に重複して締結したものであり、大きな新規の相手国としては、わずかにインドがあげられる程度で

ある。

また前述のとおり、中国、韓国の協定については、日韓交渉は中断したままであり、日中韓 FTA は共同研究中であり、EAFTA、CEPEA は構想段階に止まっている⁴。

⁴ こうした中、特筆すべき動きとしては東日本大震災後の 2011 年 5 月、EU との予備交渉が開始されている。

(表 5) 日本の FTA 締結状況 (2011 年 8 月現在)

現状	相手国・地域	交渉経緯	現状
発効・調印	シンガポール	2001.1 開始、2002.1 調印	2002.11 発効
	メキシコ	2002.11 開始、2004.9 調印	2005.4 発効
	マレーシア	2004.12 開始、2005.7 調印	2006.7 発効
	チリ	2006.2 開始、2009.8 調印	2010.1 発効
	タイ	2004.2 開始、2007.4 調印	2007.11 発効
	ブルネイ	2006.6 開始、2007.6 調印	2008.7 発効
	インドネシア	2005.4 開始、2008.4 調印	2008.7 発効
	ASEAN ^(注1)	2006.2 開始、2009.8 調印	2010.1 発効
	フィリピン	2004.2 開始、2006.9 調印	2008.12 発効
	スイス	2007.5 開始、2008.9 調印	2009.9 発効
	ベトナム	2007.1 開始、2008.12 調印	2009.10 発効
	インド	2007.1 開始、2011.2 調印	2011.8 発効
	ペルー	2009.5 開始、2011.5 調印	
交渉中	韓国	2003.12 開始	2004.11 以降、交渉中断
	GCC ^(注2)	2006.4 開始	
	オーストラリア	2007.4 開始	
共同研究 他	EU ^(注3)		2011.5 予備交渉開始
	日中韓 FTA		共同研究中
構想段階	EAFTA (ASEAN+3) ^(注4)		2009 年の ASEAN+3 首脳会談において、政府間で議論することに合意。
	CEPEA (ASEAN+6) ^(注5)		2009 年の東アジアサミットにおいて、政府間で議論することに合意。
	TPP ^(注6)		交渉参加検討を表明

(注1) ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 カ国

(注2) サウジアラビア、UAE、オマーン、カタール、クウェート、バーレーン 6 カ国による関税同盟

(注3) ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア 27 カ国による関税同盟

(注4) ASEAN、日本、中国、韓国

(注5) ASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド

(注6) ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの 9 カ国で交渉中の FTA

(出所) JETRO (2011) 他、各種資料より筆者作成

(2) TPP と FTA 政策の展望

日本独自の FTA 政策の展開が滞る中、米国は APEC（アジア太平洋経済協力）を舞台として、EAFTA、CEPEA などに対応する対東アジア通商政策を打ち出してきた。それが APEC 全体を領域とする FTAAP（アジア太平洋自由貿易地域）である。その経緯は（表 6）にまとめたようになっている。日本もこれに対応し、2009 年 11 月に鳩山政権の発表した「新成長戦略（基本方針）」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記された。

しかし一方で、FTAAP は日米中など世界の主要な貿易国を領域とし、多くの利害を調整する必要が見込まれ、短期的には合意に到達することが困難と考えられる。そこで FTAAP に至るステップとして、APEC メンバーのうち有志による FTA、すなわち TPP（環太平洋連携協定）を先行させる戦略をとった⁵。

ブッシュ政権は 2008 年 9 月にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 か国による FTA、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: P4、後の TPP）に参加することを表明した。オバマ政権への移行に伴い、米国の TPP の協議への参加は当初の予定より遅れたが、2010 年 3 月には米国も参加し、公式協議が開始された。現在はオーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアも加わり、9 カ国による交渉が行われている。一方、日本の菅政権も 2010 年 10 月に TPP 交渉への参加の検討を表明した。

こうした状況の中、2010 年 11 月に横浜で開催された第 17 回 APEC 首脳会議において、TPP は EAFTA、CEPEA と並んで、FTAAP 実現に向けた具体的道筋の一つと位置づけられた。合意において三者が併記されたことは、東アジア諸国、特に中国の立場に対する一定の配慮と解釈できる。一方で浦田（2011）は、他の二者が構想段階に止まっていることから、現時点における TPP の優位性を指摘している。

TPP は内容的には基本的に関税撤廃の例外品目を認めず、サービス、投資、知的財産権などモノの貿易以外の分野についても包括的な合意を目指す、先進的な「21 世紀型」の FTA を指向している⁶。TPP 交渉を通じてこうしたレベルの高い自由化の合意形成がなされれば、それが将来の FTAAP における自由化のルールを先取りすることとなる。

一方で、TPP の範囲が現在の交渉参加国に止まるのであれば、その実際の経済効果は限定されたものにならざるを得ない。現状の交渉参加国はこれまでも比較的 FTA に積極的であった国が多く、Scollay（2011）によれば、9 カ国間の 36 の 2 国間組み合わせのうち、25 がすでに既存の FTA の対象となっている。さらに交渉参加国は経済規模が小さい国が多く、対米貿易を除くと各国間の貿易額が小さいことも、経済効果を限定する要因となる⁷。

⁵ この経緯は中島（2010b）に詳しい。

⁶ TPP 交渉では 24 の作業部会が設けられており、これには市場アクセス、原産地規制、貿易円滑化、サービス貿易、投資、環境、労働などに加え、中小企業、規制関連協力などこれまでの FTA で扱われた例のない分野も含まれている（詳しくは Barfield（2011）、木村（2011）を参照）。

⁷ Scollay（2011）は TPP の FTA としての質の高さという目標と、参加国の拡大の二律背反を指摘してい

TPP はこうした直接的な経済効果を拡大するためにも、その範囲を拡大する必要がある。また参加国の拡大は前述の FTAAP への道筋としての役割からも不可欠となる。日本、中国、韓国の北東アジア諸国は、その経済及び貿易の規模からして、将来の参加者として特に重要といえる。このうち現在、参加の検討を表明している日本の動向は、TPP の将来にとっても大きな影響を与える変数となろう。

翻って日本の民主党政権は発足当初、東アジア経済統合への積極的な関与を標榜した⁸。一方で横浜の APEC 首脳会議を機会に、APEC の場を通じた FTAAP の推進を図ったが、TPP への参加については最終判断を先送りした。首脳会議の結論として FTAAP 及び TPP は前述のような位置づけを得た。しかし、今後の日本の通商政策の道筋は明確とは言えない。FTAAP の実現という長期目標に向けて、これまで東アジア諸国と進めてきた EAFTA、CEPEA を優先させるのか、実際の交渉が開始されている TPP への合流を優先させるのか。日本の通商政策は大きな岐路に立っている。この点について木村（2011）は、まず TPP への参加を前提条件と位置づけ、その後に EAFTA、CEPEA を含むその他の FTA を、それぞれの特性を考慮し整合的に進めていく戦略を提言している。こうした柔軟な戦略的対応が必要とされよう。

る。

⁸ 2009 年 8 月の総選挙における民主党のマニフェスト（政権公約）には「東アジア共同体の構築をめざし、アジア外交を強化する」との項目が盛り込まれている。

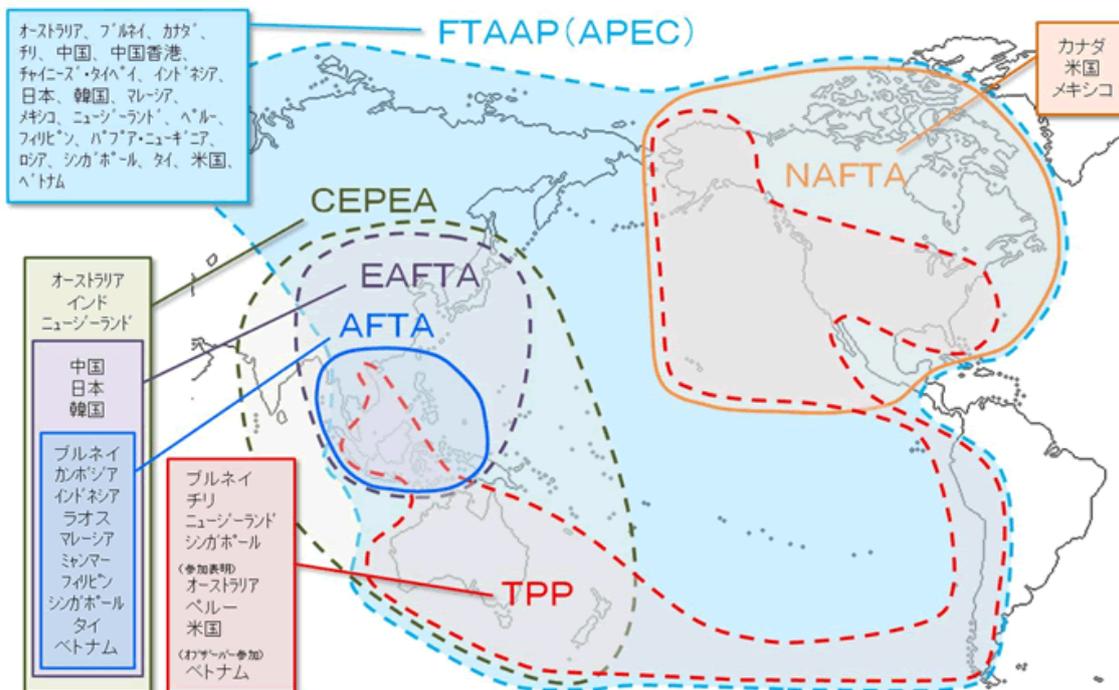
(表 6) FTAAP 及び TPP に関する動き

年	月	事項
2004年	11月	チリ・サンチアゴで開催された第12回 APEC 首脳会議で、ABAC が FTAAP を提案
2006年	7月	環太平洋戦略的経済連携協定 (P4) 発効 (メンバー国: シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ)
	11月	ベトナム・ハノイで開催された第14回 APEC 首脳会議で、FTAAP が議題として取り上げられる
2008年	9月	米国通商代表部、P4 への参加を正式に発表
	11月	オーストラリア、ペルー、P4 への参加を表明 ^(注)
2009年	11月	オバマ米大統領、東京都内で行った演説で TPP への参加を正式表明
	11月	シンガポールで開催された第17回 APEC 首脳会議で、FTAAP 構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれる
	12月	鳩山政権の発表した「新成長戦略 (基本方針)」に、2020 年を目途に FTAAP の構築するためのロードマップを策定することが明記される
2010年	3月	米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム (当初はオブザーバー参加、12月から正式参加) が加わった TPP の第一回交渉が開始
	10月	菅首相、所信表明演説で TPP 交渉への参加検討を表明
	10月	マレーシアが TPP 交渉に参加
	11月	横浜で開催された第18回 APEC 首脳会議において、FTAAP の実現に向け具体的な手段をとることで合意、(1) EAFTA (ASEAN+3)、(2) CEPEA (ASEAN+6)、(3) TPP をそれぞれ FTAAP への道筋として例示

(出所) 各種資料より筆者作成

(注) これ以降、拡大される P4 は環太平洋経済連携協定 (TPP) と呼称されるようになった (スコレー (2010))。

(図1) APECメンバーに関連した主なFTA(構想段階を含む)



(出所) 経済産業省

むすび

以上のように本稿では、日中韓の北東アジア三カ国の FTA 政策について概観してきた。

中国にとって、残された大きな経済効果を期待できる FTA 相手国としては、日本、韓国の北東アジア両国があげられる。近い将来、EU、米国等の大規模先進経済との交渉が予定されていない中国にとって、日韓との FTA、さらには日韓含む東アジア広域 FTA は、政策上の優先順位が高いものと考えられる。

一方、韓国は米国、EU との協定締結を終え、再び東アジアへ FTA 政策の対象を移そうとしている。韓国の FTA 政策の中で今後、中国との二国間 FTA、日中韓の三国 FTA は主要なテーマとなろう。東アジア広域 FTA についても同様であろう。

これに対し日本はこれまで、東アジア重視の FTA 政策を掲げてきたが、米国のリーダーシップによって進められつつある TPP 交渉の動きの中で、通商政策の方向性を模索している状態と言える。

しかし TPP と EAFTA あるいは CEPEA の動きは、必ずしも両立しないものではない⁹。横浜の APEC 首脳会議の合意に示されているように、それぞれの枠組みでの貿易自由化を通じて、アジア太平洋全体における貿易自由化を促進していくことは可能であろう。今後、

⁹ 一例として、2011年8月に開催された ASEAN+6 経済相会合において、日中両国は FTA 交渉の焦点となる「物品貿易」「サービス貿易」「投資」の三分野について作業部会を設けることについて、合同で提案を行った。これはこれまで凍結状態だった EAFTA 及び CEPEA を前進させるものである。こうした動きは TPP 交渉に触発されたものと考えられる。

アジア太平洋において、そうした意味でのプラスの競争関係が働くことが望まれるところである。

(参考文献)

[日本語文献]

浦田秀次郎 (2011) 「APEC の新たな展開と日本の対応」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第 7 章

木村福成 (2011) 「東アジアの成長と日本のグローバル戦略」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『日本通商政策論』文眞堂、第 15 章

クウエイ、エレイン・S (2006) 「中国の二国間貿易主義：依然として政治主導」、ヴィニョード・K・アガワル・浦田秀次郎編、浦田秀次郎・上久保誠人監訳『FTA の政治経済分析』文眞堂、第 6 章

久野新・木村福成 (2008) 「北東アジアと FTA：課題と展望」『ERINA REPORT』Vol. 82、環日本海経済研究所 (ERINA)

朱炎 (2003) 「中国の自由貿易協定へのアプローチとその影響」、『Economic Review』Vol.7、No.2、富士通総研経済研究所

スコレー、ロバート (2010) 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定—始まり、意義及び見通し」、『アジア研ワールド・トレンド』No.183、ジェトロ・アジア経済研究所

鄭仁教・趙貞蘭 (2007) 「韓・日 FTA は可能なのか—韓国 FTA 政策の考察及び韓・日 FTA 交渉に対する示唆—」『ERINA REPORT』Vol. 76、環日本海経済研究所 (ERINA)

トラン・ヴァン・トゥ・松本邦愛 (2007) 「ASEAN—中国の FTA の政治経済学」、トラン・ヴァン・トゥ・松本邦愛編著『中国—ASEAN の FTA と東アジア経済』文眞堂、第 2 章

中島朋義 (2009) 「韓国の FTA 政策—その概括と経済効果分析—」、徐勝・李康國編『韓米 FTA と韓国経済の危機』晃洋書房、第 8 章

中島朋義 (2010a) 「韓国の FTA 政策—李明博政権下の展開」、環日本海経済研究所 (ERINA) 編『韓国経済の現代的課題』日本評論社、第 11 章

中島朋義 (2010b) 「APEC：太平洋の懸け橋の将来展望」、青木健・馬田啓一編著『グローバル金融危機と世界経済の新秩序』日本評論社、第 15 章

日本貿易振興機構 (2011) 「世界と日本の主要な FTA 一覧」日本貿易振興機構

山本栄二 (2008) 「日韓 FTA・EPA—教訓と交渉再開に向けた展望—」New ESRI Working Paper Series No. 6、内閣府経済社会総合研究所

[英語文献]

Barfield, Claude. and Levy, P.I. (2009) “Tales of the South Pacific: President Obama and the Transpacific Partnership”, International Economic Outlook No 2, American

- Enterprise Institute, Washington DC, December 2009
- Barfield, Claude (2011) “The Trans-Pacific Partnership: A Model for Twenty-First-Century Trade Agreements?”, International Economic Outlook No 2, American Enterprise Institute, Washington DC, June 2011
- Hoadley, S. and J. Yang (2010) “China’s Free Trade Negotiations: Economics, Security and Diplomacy” in Saori N. Katada and Mireya Solis (eds.) *Cross Regional Trade Agreements: Understanding Permeated Regionalism in East Asia*, Springer, Germany
- Scollay, Robert (2011) “Trans Pacific Partnership: Challenges and Potential”, paper presented at Japan Society of International Economics 60th Anniversary Symposium, Kyoto, 11 June 2011
- Wang, Min (2011) “The Domestic Political Economy of China’s Preferential Trade Agreements” in Vinod K. Aggarwal and Seungjoo Lee (eds.) *Trade Policy in the Asia-Pacific: The Role of Ideas, Interests, and Domestic Institutions*, Springer, Germany
- Yang, Jian (2009) “China’s Competitive FTA Strategy: Realism on Liberal Slide” in Mireya Solis, Barbara Stallings, and Saori N. Katada (eds.) *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, PALAGRAVE MACMILAN, UK

[韓国語文献]

企画財政部 (2009) 「FTA 推進の現況および期待される効果」